

令和6年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について
(氏名の振り仮名法制化に係る業務委託)

1 繰越する費用

氏名の振り仮名法制化に係る業務委託事業費

2 令和7年度繰越額

17,899,000円

3 繰越財源

国庫補助金（社会保障・税番号制度システム整備費補助金）17,899,000円

4 氏名の振り仮名法制化に係る国の動き

令和5年6月9日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の第7条において、戸籍法の一部を改正することとされ、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることが定められた。

その後、令和5年9月、当該戸籍法の一部改正の施行日が令和7年5月26日と確定した。

戸籍の記載事項に氏名の振り仮名を記載するためには、施行日を基準日として本籍人に対し、各本籍地自治体が住民基本台帳ネットワークシステムから収集した振り仮名を通知（以降「仮振り仮名通知」とする。）することとされ、令和5年11月に、仮振り仮名通知の印刷及び発送は業務委託が可能であるとの方針が示された。

翌令和6年8月、施行日以降、遅滞なく通知発送する旨が示された際、仮振り仮名通知に係る経費は令和7年度の補助金対象となる旨が示されたものの、令和6年12月には仮振り仮名通知に係る経費に対する補助金は令和6年度中に交付申請を行う必要があると改められたため、区においては令和6年度第7号（最終）補正予算にて、予算計上をしたところである。

5 繰越明許の理由

区においては令和6年度第7号（最終）補正予算において、仮振り仮名通知の印刷及び発送の業務委託について予算計上し、令和7年3月12日付で契約を締結している。当該業務委託の支出及び補助金の交付が、契約満了となる令和7年10月31日以降となるため、予算の繰り越しを行うものである

令和 6 年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	予算現額	翌年繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
2 総務費	4 区民文化費	氏名の振り仮名法制化に係る 業務委託	17,899,000	17,899,000	0	17,899,000	0